

2020年各専門薬剤師制度の 新規・更新申請に係る単位などの緩和措置

制度	新規・更新	緩和措置
地域と地域(がん)・専門	新規(暫定)	申請時には、 学会参加 、20単位及び学会発表あるいは論文報告を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。 学会未参加の場合 、20単位が不足する場合、及び学会発表あるいは論文報告が不足する場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
地域と地域(がん)・専門	新規(暫定)	申請時には、薬物集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。薬物集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に受講票を提出すること。
地域(がん)・専門	新規(暫定)	申請時には、がん集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。がん集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に受講票を提出すること。
薬物療法・専門	新規	2020年度は募集しない
	更新	申請時には、50単位及び薬物集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合、及び薬物集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
薬物療法・指導	新規	同上
	更新	緩和措置は講じない
医療薬学・専門	新規(正式)	2020年度は募集しない
	新規(暫定)	緩和措置は講じない
	更新(過渡的)	申請時には、50単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
医療薬学・指導	新規	申請時には、50単位及び薬物集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合、及び薬物集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
	更新(過渡的)	申請時には、50単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
がん・専門(旧規定)	新規	申請時には、50単位及びがん集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合、及びがん集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
	更新	同上
がん・指導(旧規定)	新規	緩和措置は講じない
	更新	申請時には、50単位及びがん集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合、及びがん集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。